

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社綾野工務店	代表者氏名	綾野 敏幸
主たる営業所の所在地	倉敷市児島小川 9 - 4 - 2 2		
許可番号	岡山県知事 般・特－ 8 第 2 9 0 7 号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、と、屋、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 8 年 7 月 2 1 日	処分を行った者	岡山県知事
根 拠 法 令	建設業法第 2 8 条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容			
建設業法第 2 8 条第 3 項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業の営業の全部			
2 期間			
令和 8 年 8 月 4 日から同月 1 0 日までの 7 日間			
処分の原因となった事実		廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	
（株）綾野工務店の代表取締役が、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 6 条（投棄禁止）の規定に違反し、令和 8 年 4 月 7 日に児島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。			
このことは、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項		同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。	